

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第319号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年9月30日及び同年11月4日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成19年5月25日付け東広建竹第54号の行政文書開示決定通知書により開示された「砂防設備概要図」の位置図記号が㊦、㊧及び㊨の3か所で、いずれも「BOXカルバート」と表示されている地点（以下「本件地点」という。）に関し、「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準」の「暗渠」の項目に明記されている「止むを得ず使用する場合には、下図の基準に基づき管理部分を付加するものとする。」という条件に従って、本件地点をボックスカルバートにしたことがやむを得なかった理由、及び本件地点のボックスカルバートに付加した管理部分の状況（幅や高さの数値を含む。）について記録されている文書の全て（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下、平成19年9月30日付けの開示請求を「本件請求1」、同年11月4日付けの開示請求を「本件請求2」といい、本件請求1及び本件請求2を総称して「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1について、条例第8条第2項の規定により、平成19年10月15日付けで決定期間の延長を行い、その後、本件請求に対して、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、本件請求1に対しては平成19年10月31日付けで、本件請求2に対しては平成19年11月15日付けで、不存在を理由とする不開示決定（以下、平成19年10月31日付けの処分を「本件処分1」、同年11月15日付けの処分を「本件処分2」といい、本件処分1及び本件処分2を「本件処分」と総称する。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年11月18日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、本件請求文書を隠匿する目的で強行された不当な処分であり、当該行政文書を「作成又は取得していない」という虚偽の理由をもって隠匿しようと画策したものであり、原田川の砂防設備占用に係る裁量権濫用の事実を闇に葬り去ろうとするものである。
- (2) 本件請求文書は、砂防指定地内河川にボックスカルバートを設置するという極めて例外的な判断に際して、当然に作成されるべきものであり、かつ、慎重に審査されているはずである。
- (3) 砂防設備に当たる当該土地（国有地）の国有財産管理者である実施機関が許可したからこそ大崎町（現在の大崎上島町）が本件地点をボックスカルバートにしたものであり、砂防設備占用許可申請に関する調査書（審査の内容）などの記録のうち、広島県が当然に保有している文書等を併せて開示請求の対象としたにもかかわらず、不開示とした不当な処分に厳重に抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

本件請求1に該当する文書の検索に時間を要することから、1か月の決定期間延長を行い文書を検索したが、本件請求の趣旨に該当する行政文書を保有していないことから、本件処分1を行ったものである。

また、本件請求2についても、開示請求の趣旨に該当する行政文書を保有していないことから、本件処分2を行ったものである。

砂防設備とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条の規定により砂防指定地において治水上砂防のため施設するものをいうとされており、本県における砂防設備とは、実施機関が設置した治水砂防のための設備・施設を指す。そして、砂防設備概要図とは、実施機関が定める「砂防設備台帳作成要領」に基づいて作成する図面であり、この概要図1枚で、砂防河川内の砂防設備の位置、主要諸元、設備状況等の全体像が把握できるようにするものである。砂防設備概要図の作成に当たっては、現地調査も行うこととされていることから、砂防設備概要図作成業務の受託者による現地調査の結果、対象の砂防河川にボックスカルバートが存在する場合、受託者によって砂防設備台帳に記載されていないボックスカルバートが当該概要図に記載されることがある。

そして、砂防設備とは、治水砂防のための設備・施設を指すが、砂防河川については、開渠での管理が原則であり、暗渠となるボックスカルバートは例外的な設備といえ、本件地点におけるボックスカルバート（以下「本件ボックスカルバート」という。）も基本的には地形・地質の諸条件によりやむを得ず設置された砂防設備以外の設備・施設である。

この砂防設備以外のボックスカルバートとしては、占用等許可を受けているボックスカルバート（以下「占用等ボックスカルバート」という。）、実施機関が補償工事（砂防河川の改修等を行う際、既設の橋梁等を付け替えする工事をいう。）で設置したボックスカルバート（以下「補償ボックスカルバート」という。）、実施機関、市町の道路整備担当部署が県道、市町道として設置したボックスカルバート（以下「県道等ボックスカルバート」という。）及び砂防指定地として指定される前から設置されていたボックスカルバート（以下「指定前ボックスカルバート」という。）が存在すると考えられる。

まず、占用等ボックスカルバートに係る文書について占用等許可に係る占用等許可申請書及び当該申請に対する許可審査に係る起案文書を検索したところ、該当する文書はなかったため、上記の理由等を記載した文書は存在しない。

次に、補償ボックスカルバートについては、本来、設置後の所有者となる者は占用等許可を受ける必要がある。本件請求の対象となる地域の補償ボックスカルバートが設置されたと考えられる平成 14 年以前は、広島県砂防指定地管理規則（昭和 46 年広島県規則第 3 号。以下「管理規則」という。）により砂防指定地の管理を行っていたが、管理規則には占用許可に係る許可期間の定めがなかったため、更新という概念がなく、申請手続が省略されてしまったものと思われる。なお、その後制定された広島県砂防指定地管理条例（平成 14 年広島県条例第 47 号）においても、管理規則で許可した物件については、当該施設の存する日まで設置を認めており、改めて占用許可を取るような指導は行っていない。また、補償工事では、設置されていた設備と同等の設備で補償するため、そもそもボックスカルバートの選定理由について検討することはないから、本件請求文書に該当する文書は保有していない。

次に、県道等ボックスカルバートについては、県道の場合、当時は道路管理者としての地域事務所長が、砂防河川管理者としての地域事務所長の許可を得ることなく施工している例が多く、本件地点に係るボックスカルバートのうち県道として設置されたボックスカルバートについても占用等許可申請書は提出されていない。また、当該ボックスカルバートの工事関係書類には、ボックスカルバートとした理由が記載されている可能性もあるが、工事関係書類の保存年限は 5 年であり、開示請求時点で保存年限内の文書は存在しなかった。一方、市町道の場合は、上記補償ボックスカルバートと同様、市町がボックスカルバートを設置した際、更新を必要としない占用申請手続が省略されてしまったものと思われる。

そして、指定前ボックスカルバートについて、砂防指定地として指定される前に設置されていた設備は、改修等を行うまでは、特に占用許可に係る書類等を砂防河川管理者に提出する必要はないところ、本件請求時点までに改修等を行った指定前ボックスカルバートはなく、指定前ボックスカルバートに係る文書は存在しない。

以上のことから、本件ボックスカルバートは砂防設備ではない。また、占用等ボックスカルバートに係る占用等許可申請書を検索したところ、当該箇所についてはそのような文書はなく、補償ボックスカルバート、県道等ボックスカルバート及び指定前ボックスカルバートに係る文書に関しては、本件請求の対象となり得るものを所有していない。

第 5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本件処分 1 に係る通知書において、実施機関は、本件ボックスカルバートは、豊田郡大崎上島町が施工したものであると説明している。

このことについて、実施機関に確認したところ、設置時期は不明であるが、本件ボックスカルバートは、大崎上島町が町道明石原田線の道路拡幅に伴って改築したものであるということであった。

当審査会で確認したところ、本件ボックスカルバートについては、平成 21 年

1月22日付けで、大崎上島町から実施機関に対し、砂防設備の占用協議がなされているが、本件請求時点においては、当該協議はなされていなかった。したがって、開示請求当時においては、本件請求文書は存在しなかった。

確かに、本件ボックスカルバートは、上記の占用協議以前から設置されていたが、実施機関の理由説明書での説明を踏まえると、次のいずれかの理由から、本件請求文書は存在しなかったものと考えられる。

町道として設置されたボックスカルバートの場合、本来、当該ボックスカルバートの管理者となる町から、占用許可協議がなされるべきものであるが、実施機関と町との間で、文書での手続が省略された実態があったものと考えられる。

また、指定前ボックスカルバートである場合、砂防指定地として指定される前に設置されていた設備は、改修等を行うまでは特に占用等許可に係る書類を砂防河川管理者に提出する必要がないところ、本件請求時点までに改修等を行った指定前ボックスカルバートはなかったとのことであった。

以上のことから、本件請求文書については、作成又は取得していないと実施機関が説明していることは、当時の状況を踏まえると、不自然とまではいえない。

したがって、実施機関が本件請求の対象となる文書は存在しないとして本件処分を行ったことは妥当である。

2 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20. 1. 8	・ 諮問を受けた。
令和元. 5. 7	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元. 7. 22	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和元. 9. 2	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 7. 28 (令和 2 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 8. 31 (令和 2 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 9. 28 (令和 2 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授